

第15回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年9月27日(金) 午後1時30分
2. 場 所 大樹町役場委員会室(3階)
3. 出席委員 12名

1	三木 隆志	2	金曾 浩文	3	辻本 一夫
4	太田 勝義	5	乙部 毅博	6	竹内 稔
7	水野 敦	8	岩岡 栄一	9	金曾 千春
10	鈴木 敏文	11	寺嶋 誠一		
		14	穀内 和夫		

4. 欠席委員 2名

12	牧田 日出男	13	太田 福司
----	--------	----	-------

5. 議事日程

- 日程第1 農業委員会業務報告について
- 日程第2 議案30号 現況証明願いについて
- 日程第3 議案31号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

6. 事務局 清原局長、豊吉主幹

7. 閉会時間 午後2時30分

8. 会議の概要

穀内会長	<p>ただ今の出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、第15回、大樹町農業委員会、総会を開きます。</p> <p>会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、4番、太田 勝義 委員、5番、乙部 毅博 委員を指名いたします。</p> <p>日程第1、農業委員会業務報告を行います。</p> <p>事務局より内容説明を求めます。</p>
------	---

清原局長	<p>それでは、8月30日開催の第14回総会以降に行われました業務等につきまして報告いたします。</p> <p>1の会議関係では、9月3日～13日にかけて、定例第3回町議会が開催され、穀内会長と事務局長が出席しております。9月13日、北海道農業会議WEB説明会が開催され、事務局長が出席しております。9月24日、第3班 乙部班長以下委員6名において、上中島地区と大光地区の現況証明願いに係る現地調査を行っております。9月26日、農業者年金記録管理システム研修会が開催され、事務局員が出席しております。</p> <p>次に2番、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等についてです。今月の報告は3件です。内容等を審査し、適格法人であることを確認しております。また、2法人は、提出期限を過ぎ、事務局から再度の通知をしても、正式に報告書の提出がない状況となっております。今後も報告書の提出を促して参ります。</p> <p>次に3番、農地法第3条の3の規定による受理通知についてです。</p> <p>番号1番、■■の■■ ■■氏が字■■、■■㎡の農地を相続された旨、通知を受理しております。</p> <p>最後に4番、その他で、9月15日基準日の作況調査につきまして、報告書を添付しておりますので、後程、お目通し願います。</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p>
穀内会長	<p>報告が終わりました。</p> <p>報告の内容について質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p> <p>日程第2、議案第30号、現況証明願いについて、申請番号1番から2番の件を議題といたします。</p> <p>事務局より提案説明を求めます。</p>
清原局長	<p>それでは、議案第30号、現況証明願いについての提案説明を申し上げます。</p> <p>土地の現況が登記簿地目又は農地台帳上の現況地目と異なる場合、土地の所有者が現況証明願いを申請し、農業委員会が現地調査し、申請内容が妥当であるかを判断し、妥当と判断した場合、登記地目の変更に必要な現況証明書を発行するものです。</p> <p>今回ご審議頂きます案件は2件です。内容は、登記簿地目及び農地台帳の現況地目が、いずれも畑となっているものを、現在は、畑では利用できない状況になっていることから、それぞれを畑外に変更するための申請となっております。つきましては、申請内容の可否についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしく願いいたします。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>それでは申請番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
豊吉主幹	<p>申請番号1番、所在、地番につきましては、字■■ 他■筆であります。登記簿地目は畑、現況地目は畑、農振は農用地であります。面積は、■■㎡であり、判定地目は畑外、利用状況は宅地であります。所有者、申請人は、■■■■■■■■■■氏、目的は登記地目を判定地目に変更するための申請であります。</p> <p>。なお、現地調査につきましては、9月24日に、乙部班長 他4名により実施</p>

	<p>しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、調査班より調査報告を求めます。</p> <p>第3班、班長、乙部 毅博 委員から報告願います。</p>
乙部委員	<p>申請番号1番の案件につきましては、登記地目の畑から宅地に変更するための申請であります。</p> <p>現地を確認した結果、申請地は畑でしたが、農地として利用することは難しいと確認しました。</p> <p>よって、班で協議した結果、申請どおり異議はありませんので、ご審議の程、よろしく願います。</p>
穀内会長	<p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第30号、現況証明願いについて、申請番号1番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、申請番号2番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
豊吉主幹	<p>申請番号2番、所在、地番につきましては、字■■■■であります。登記簿地目は畑、現況地目は畑、農振は農用地であります。面積は、■■■㎡であり、判定地目は畑外、利用状況は雑種地であります。所有者、申請人は■■■ ■■■、目的は登記地目を判定地目に変更するための申請であります。</p> <p>なお、現地調査につきましては、9月24日に、乙部班長 他4名により実施しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、調査班より調査報告を求めます。</p> <p>第3班、班長、乙部 毅博 委員から報告願います。</p>
乙部委員	<p>申請番号2番の案件につきましては、登記地目の畑から雑種地に変更するための申請であります。</p> <p>現地を確認した結果、申請地は畑でしたが、農地として利用することは難しいと確認しました。</p> <p>よって、班で協議した結果、申請どおり異議はありませんので、ご審議の程、よろしく願います。</p>
穀内会長	<p>報告が終わりました。</p>

	<p>これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第30号、現況証明願いについて、申請番号2番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 日程第3、議案第31号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、申請番号1番から10番の件を議題といたします。 事務局より提案説明を求めます。</p>
清原局長	<p>それでは、議案第31号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての提案説明を申し上げます。</p> <p>旧農業経営基盤強化促進法第18条には、市町村が作成した集積計画を農業委員会が決定することが定められており、その集積計画に基づき各利用権の設定等を本総会にお諮りするものです。</p> <p>今回ご審議頂きます申請は10件です。内訳は、農地保有合理化事業による公益財団法人北海道農業公社の買い受けによる賃貸借が3件、新規の賃貸借が7件となっております。</p> <p>つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願いいたします。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>それでは、申請番号1番から2番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
豊吉主幹	<p>申請番号1番、所在、地番につきましては、字■■■ 他■■筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■、借主は、■■■ ■■■ ■■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a当り■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日であります。</p> <p>申請番号2番、所在、地番につきましては、字■■■ 他■■筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■、借主は、■■■ ■■■ ■■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a当り■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日であります。</p>

	<p>以上で説明を終わります。</p>
<p>穀内会長</p>	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>なお、申請番号1番から2番については、農地保有合理化事業による北海道農業公社の買い受けのため、地域調整報告を省略します。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第31号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、申請番号1番から2番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、申請番号3番の審議にあたり、■■ ■■ 委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。</p>
<p>豊吉主幹</p>	<p>それでは、申請番号3番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>申請番号3番、所在、地番につきましては、字■■ 他■筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■、借主は、■■ ■■ ■■ 氏、経営面積は、■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■円 10a当り■■円です。期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>穀内会長</p>	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>なお、申請番号3番については、農地保有合理化事業による北海道農業公社の買い受けのため、地域調整報告を省略します。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第31号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、申請番号3番の件を採決いたします。</p>

	<p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、申請番号4番の審議にあたり、■■■ ■■■ 委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。</p> <p>それでは、申請番号4番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
豊吉主幹	<p>申請番号4番、所在、地番につきましては、字■■■であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ 氏、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a当り■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。地区担当員は岩岡委員となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に申請番号4番について、地区担当委員より調査報告を求めます。上中島地区担当委員 岩岡 栄一 委員より、報告願います。</p>
岩岡委員	<p>申請番号4番につきましては、貸主から賃貸借の申出があったため、農事組合に周知し、借主を決定しました。</p> <p>賃借料、期間につきましては、貸主、借主の両名から了承を得ております。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願います。</p>
穀内会長	<p>以上で、報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第31号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、申請番号4番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、申請番号5番から10番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>

<p>豊吉主幹</p>	<p>申請番号5番 所在、地番につきましては、字■■ 他■筆であります。 登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ ■■ 氏、経営面積は、■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■円 10a当り■■円です。期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日の■年であります。地区担当員は岩岡委員となっております。</p> <p>申請番号6番、所在、地番につきましては、字■■ 他■筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ ■■ 氏、経営面積は、■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■円 10a当り■■円です。期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日の■年であります。地区担当員は岩岡委員となっております。</p> <p>申請番号7番、所在、地番につきましては、字■■ 他■筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ ■■ 氏、経営面積は、■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■円 10a当り■■円です。期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日の■年であります。地区担当員は辻本委員となっております。</p> <p>申請番号8番、所在、地番につきましては、字■■ 他■筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ ■■、経営面積は、■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■円 10a当り■■円です。期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日の■年であります。地区担当員は辻本委員となっております。</p> <p>申請番号9番、所在、地番につきましては、字■■ 他■筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ ■■、経営面積は、■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■円 10a当り■■円です。期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日の■年であります。地区担当員は水野委員となっております。</p> <p>申請番号10番、所在、地番につきましては、字■■ 他■筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ ■■、経営面積は、■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■円 10a当り■■円です。期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日の■年であります。地区担当員は水野委員となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>穀内会長</p>	<p>内容の説明が終わりました。 次に申請番号5番から6番について、地区担当委員より調査報告を求めます。 日方地区担当委員 岩岡 栄一 委員より、報告願います。</p>

岩岡委員	申請番号5番から6番につきましては、貸主から賃貸借の申出があったため、農事組合に周知し、借主を決定しました。 賃借料、期間につきましては、貸主、借主の両名から了承を得ております。 ご審議の程、よろしく申し上げます。
穀内会長	次に申請番号7番から8番について、地区担当委員より調査報告を求めます。 上中島地区担当委員 辻本 一夫 委員より、報告願います。
辻本委員	申請番号7番から8番につきましては、貸主から賃貸借の申出があったため、農事組合に周知し、借主を決定しました。 賃借料、期間につきましては、貸主、借主の両名から了承を得ております。 ご審議の程、よろしく申し上げます。
穀内会長	次に申請番号9番から10番について、地区担当委員より調査報告を求めます。 更生地区担当委員 水野 敦 委員より、報告願います。
水野委員	申請番号9番から10番につきましては、貸主から賃貸借の申出があったため、農事組合に周知し、借主を決定しました。 賃借料、期間につきましては、貸主、借主の両名から了承を得ております。 ご審議の程、よろしく申し上げます。
穀内会長	<p>以上で、報告が終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第31号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、申請番号5番から10番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。 次に連絡事項に入ります。 事務局より説明します。</p>
清原局長	次回の総会につきましては、10月28日月曜日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。
穀内会長	以上をもって、第15回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

令和6年9月27日

会 長

委員(4 番)

委員(5 番)